埼玉県市町村総合事務組合公報 第7号 第7号 株工県

う公報発
さいたま市浦和区仲町
3-5-1
埼玉県市町村総合事務組合

	◇ 目 次 ◇	
	条 例	
\bigcirc	市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例	3頁
	規 則	
\bigcirc	市町村職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則	4頁

市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

埼玉県市町村総合事務組合 管理者 富 岡 勝 則

組合条例第5号

市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例

市町村職員退職手当条例(昭和38年組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む」の次に「。第16条第2項において「勤務日数」という」を加え、「18日」の次に「(1月間の日数(組合市町村の休日を定める条例に規定されている休日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第16条第2項において「職員みなし日数」という。)」を加える。

第16条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく市町村規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の市町村職員退職手当条例第2条第2項及び第16条第2項の規定は、令和4年10月1日以 後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計 算については、なお従前の例による。

市町村職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

埼玉県市町村総合事務組合 管理者 富 岡 勝 則

組合規則第4号

市町村職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

市町村職員退職手当条例施行規則(昭和53年組合規則第1号)の一部を次のように改正する。 第2条第3項及び第4項中「勤務状況証明書」を「勤務状況報告書」に改める。 様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第2条関係)

条例適用時における勤務状況報告書

年 月 日付け就職等報告書(様式第1号)に記載の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に規定する職員については、 年 月 日から 年 月 日までの6月において、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令等により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が月18日(令和4年10月1日以後の期間においては、1月間の日数(組合市町村の休日を定める条例に規定されている休日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。)以上であることを報告します。

年 月 日

(組合市町村の長)

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

様式第3号-2(第2条関係	<u>(</u>)
条例第12条第	第2号に掲げる期間に関する勤務状況報告書
所属所名	
氏 名	(共済番号:
の規定により読み替えて適 月 日から いる勤務時間以上勤務した を与えられた日を含む。)が 1月間の日数(組合市町村・ 入しない。)が20日に満た	退職手当条例(昭和38年組合条例第1号)附則第7項 用する第12条第2号に掲げる期間である 年 年 月 日までの間、常勤職員について定められて 日(法令等により勤務を要しないこととされ、又は休暇 5月18日(令和4年10月1日以後の期間においては、 の休日を定める条例に規定されている休日の日数は、算 たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該 を滅じた日数。)以上であることを報告します。
- 7	н
	(組合市町村の長)
埼玉県市町村総合事務組	且合管理者 様

第7号 令和 4年 9月28日 埼玉県市町村総合事務組合公報

様式第9号(第4条関係)			
	勤務状況	証 明 書	
所属所名			
氏 名		(共済番号:))
上記の者は、 常勤職員について定めら を要しないこととされ、 年10月1日以後の期間	れている勤務時間 又は休暇を与えら	間以上勤務した日(法令 れた日を含む。)が月1	等により勤務 8日(令和4
る条例に規定されている	休日の日数は、算	(入しない。) が20日に	満たない日数
の場合にあっては、18 た日数。) 以上であること		当該日数との差に相当す	る日数を減じ
年 月	Ħ		
		(組合市町村の長)	印
埼玉県市町村総合事務	組合管理者 様		

6

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。